

授業料未納を理由とする除籍に関する申合せ

平成21年9月17日

函高専達第5号

- 1 この申合せは、本校学則第52条第三号に規定する学生の授業料未納を理由とする除籍の運用について定める。
- 2 授業料未納を理由とする除籍は、滞納した授業料を各期末においても納付しない場合に行うものとし、その手続方法は次のとおりとする。
 - 一 每期、授業料納付期限(前期4 月末、後期10 月末)以降に未納者がいた場合には、総務課経理係から、学級担任又は専攻長(以下、「学級担任等」という。)へ連絡する。(前期5 月1 日、後期11 月1 日)
 - 二 第一号の学級担任等への連絡後、翌月(前期6 月1 日、後期12月1 日)においても未納の場合には、授業料徴収業務委託業者から未納者に督促状を送付するとともに、総務課経理係から再度学級担任等へ連絡する。
 - 三 第二号の督促状送付後、翌月(前期7 月1 日、後期1 月1 日)においても未納の場合には、再度(2 度目)、授業料徴収業務委託業者から未納者に督促状を送付するとともに、総務課経理係から再度(3 度目)学級担任等へ連絡する。
 - 四 総務課経理係及び学級担任等は、第一号から第三号の時点で、保護者に電話等の連絡により、状況の把握を行う。なお、この状況把握は、第一号から第三号の時点のほか、必要に応じて随時行うものとする。
 - 五 第三号の督促状の送付を受け、納付しない未納者については、前期においては7 月末、後期においては1 月末に、総務課長から学生課長宛に未納者の通知を行う。

なお、授業料免除を申請した者のうち、超過免除判定により不許可又は半額免除となった者で、判定結果通知時に通知する納付期限においても納付しない未納者については、その時点で同様の通知を行うものとする。
 - 六 第五号により通知を受けた学生課長は、学級担任等へ連絡する。連絡を受けた学級担任等は、未納者の状況把握を行った上で、教務主事(未納者が専攻科生である場合は専攻科長)、学生主事並びに学生課長と共に、未納者と面談し、生活状況、修学意思及び授業料納付の可否の確認を行い、授業料を納付できないことが確認された場合には授業料未納による除籍の説明を行う。
 - 七 第六号により授業料を納付できないことが確認された場合は、本人及び保護者連署の「除籍確認書」(別紙様式1)を提出させる。
 - 八 「除籍確認書」を受理後、若しくは未納者に当該書類の提出意志がないことを確認した後、除籍について教務委員会(未納者が専攻科生である場合は専攻科委員会)の議を経て校長がこれを行う。
 - 九 「除籍通知書」(別紙様式2)を送付する。

- 3 授業料未納を理由として除籍された者の授業料未納期間に履修した単位については、
函館工業高等専門学校学業成績の評定並びに学年の課程の修了及び卒業の認定に関する
規程第6条、または函館工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程第6
条による単位の修得を認定することがある。
- 4 未納の授業料のある者の学年の課程の修了及び卒業は認めない。

附 則

- 1 この申合せは、平成21年10月1日から施行する。
- 2 授業料未納を理由とする除籍を行う時期については、第2項の定めにかかわらず、平成
21年度より当分の間は、当該年度の最終期の末日とすることができる。

附 則(平成29年1月16日函高専達第67号)

この申合せは、平成29年1月16日から施行する。

別紙様式1（第2 項第七号関係）

年 月 日

除 籍 確 認 書

学籍番号

学年学科 第 学年 工学科・専攻

学生氏名(自署)

住 所

私は、函館工業高等専門学校学則第52条第三号の規定に基づき、年 月 日
付けで除籍されることに異存ありません。

保護者氏名(自署)

住 所

_____が、函館工業高等専門学校学則第52条第3号の規定に基づき、除籍されることに異存ありません。

函館工業高等専門学校長 殿

別紙様式2（第2 項第九号関係）

除 籍 通 知 書

学籍番号

学年学科

第 学年

工学科・専攻

氏 名

殿

あなたを函館工業高等専門学校学則第52条第三号の規定により， 年 月
日付けで除籍しましたのでお知らせします。

年 月 日

函館工業高等専門学校長